

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

3

2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

『令和6年度税制改正大綱』での
贈与税等に関する変更点とは?

P3 暮らしとお金の教養講座

3,000万円がひとつの目安?
老後資金はいくらあれば安心か

P4 相続・贈与の基礎知識

遺産分割の基本ルールを確認!
相続人の範囲と計算方法

数字で見る相続

中小都市・中山間地域
26.6%の土地が
相続登記未了のおそれ

法務省が公表した不動産登記簿における相続登記未了土地調査の結果によると、自然人名義の土地について、最後に所有権の登記がされてから50年以上経過しているものが、大都市では6.6%、中小都市・中山間地域では26.6%となっています。

主な地目別に見ると、大都市では宅地5.4%、田・畑14.8%、山林8.9%、中小都市・中山間地域では宅地10.5%、田・畑23.4%、山林32.4%となっています。近年、所有者不明土地が社会問題になっており、この結果からも長期に渡り相続登記が未了となっている土地が多くあること、大都市よりも中小都市・中山間地域に多く、宅地よりも田・畑や山林に多いことがわかります。

このような土地の解消に向けて、4月から相続登記が義務化されます。相続登記の手続きを忘れていない土地がないかを今一度確認しておきましょう。

『令和6年度税制改正大綱』での 贈与税等に関する変更点とは？

2023年12月22日、『令和6年度税制改正大綱』が閣議決定されました。今回の改正では、ニュースでも話題となった所得税・個人住民税の定額減税などの内容が盛り込まれています。大綱から贈与税等に係る内容を一部抜粋して紹介します。

特例承継計画・個人事業承継計画 提出期限を令和8年3月末まで延長

『令和6年度税制改正大綱』における相続・贈与・資産税に関する項目の大きなものとしては、『事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画等の提出期限の延長』、『土地に係る固定資産税等の負担調整措置』、『住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し』の三つがあります。

『事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画等の提出期限の延長』

①法人版事業承継税制（特例措置）の特例承継計画の提出期限を2年延長

②個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限を2年延長

特例承継計画および個人事業承継計画の提出期限が、ともに令和8年3月31日まで2年延長されました。しかし、各計画の提出期限が延長されただけで、この特例措置の令和9年12月末までとされている適用期限は、今後も延長を行わない方針と与党は示しています。そのため、事業承継を検討している中小企業および個人事業者に対して、適用期限が到来することを見据えて、早期に事業承継に取り組むようと呼び掛けています。

『土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長』

令和6年度は3年に一度の固定資産税評価額の評価替えの年であり、令和6年度評価替えでは負担水準のばらつきが拡大することが見込まれています。そのため、税負担の公平性等の観点から、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和5年度までの予定だった「負担調整措置」「条例による減額制度」「下落修正措置」について令和8年度まで3年間負担調整措置の仕組みが継続されます。

住宅取得等資金に係る贈与税 非課税措置の適用期限を3年延長

『住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し』

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、以下の変更が行われます。

①適用期限を3年延長

※60歳未満の贈与者であっても選択できた住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例措置の適用期限も同様に延長されます。

②省エネ等住宅の要件について、新築の場合の要件の一部が現行の「断熱等性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上」から、「断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上」へ見直し（令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用）

※震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様の措置がなされます。

このほか、新築住宅や耐震改修等を行なった住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が2年延長されます。

該当するものがある場合、専門家などに相談しながら期日に余裕をもって、手続きを進めていきましょう。

※この記事は1月末時点の情報に基づいています。税制改正の内容について正式決定は3月以降となります。

3,000万円がひとつの目安？ 老後資金はいくらあれば安心か

「老後の生活に備えて、老後資金は実際いくらぐらいあればよいのかわからない」と不安を感じている人も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、将来必要となる家庭ごとの老後資金の計算や検討を行うにあたってのポイントについて紹介します。

老後資金の必要額を知るには 収入と支出の見込額を把握する

老後の生活に備えて必要となる資金は、夫婦二人世帯なのか単身世帯なのかなど、各家庭の構成によって異なります。そこで老後資金の必要額を知るには、自分の家庭は老後の収入や支出がどれくらいになるかを把握する必要があります。

老後の収入については、まずは公的年金をいくら受給できるのかを確認します。毎年誕生月に送られてくる『ねんきん定期便』に、50歳以上の人であれば老齢年金の受給見込額が記載されているので参考にしましょう。そして、退職金や小規模企業共済、iDeCoなどの加入状況に合わせて将来見込みのある収入も試算します。

次に、必要な支出はどれくらいかを検討します。総務省統計局の『2022年家計調査年報』によると、毎月の支出は、65歳以上の夫婦のみの無職世帯では、食費、住居費、光熱費など生活を維持するために必要な支出（消費支出）が23万6,696円、税金や社会保険料など非消費支出が3万1,812円の合計26万8,508円となっています。また、65歳以上の単身無職世帯では、消費支出が14万3,139円、非消費支出が1万2,356円の合計15万5,495円となっています。これらの平均支出や現在の家庭の支出状況を確認したうえで、将来の支出見込額を算出してみましょう。

もし、支出の見込額に対して収入の見込額に不足が生じるのであれば、その不足額をベースにして最低限必要な老後資金を把握します。ただし、将来の公的年金に関しては支給額や支給開始時期など不確定な要素があり、また税金の負担についても増えていく可能性があることに注意が必要です。

老後の収入が公的年金だけでは 月額約6万7,000円が不足

では、各家庭で老後資金を検討する際の参考例として、老後資金を試算してみましょう。まず収入となる公的年金について、厚生労働省の『令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況』によれば、老齢年金受給者の平均年金月額は、令和4年度末で、厚生年金保険（第1号）が14万4,982円（併給される老齢基礎年金の額を含む）、国民年金が5万6,428円となっています。

ですから、厚生年金保険と国民年金の加入者の夫婦で世帯収入が公的年金だけの場合、合計の収入は月額20万1,410円となります。先述の65歳以上の夫婦のみの無職世帯の支出月額26万8,508円との差である6万7,098円が毎月の不足額となり、これを貯蓄などの老後資金で補わなければなりません。仮に老後生活が30年間とすれば、合計約2,400万円が最低限の老後資金として必要になりそうです。自営業などの国民年金の加入者の夫婦の場合は、さらに資金の上乗せが必要です。

また、家族の健康状態によっては医療や介護など、平均以上の支出が必要になることもあります。このような予備費も考慮して、収入が公的年金だけの場合に必要となる老後資金として3,000万円程度をひとつの目安とすると、これをベースにして、家庭の生活水準や家族構成などを勘案し、各家庭の状況に合わせて老後資金を検討することができます。

多額の老後資金を準備するのは容易なことではありません。早めに将来の収入と支出の見通しを立てて、老後生活に必要な老後資金を計画的に蓄えていくことが大切です。

遺産分割の基本ルールを確認！ 相続人の範囲と計算方法

相続が開始すると遺産が相続人に承継されます。相続人の範囲や遺産の相続分は民法で定められていますが、相続人の中で遺産分割をすることができます。今回は、遺産分割の基本ルールとして、相続人の範囲と相続順位、遺産の相続割合について説明します。

配偶者は常に相続人になる 配偶者以外は子どもが第1順位

財産を相続するのは『法定相続分』による場合、『遺言書』による場合、『遺産分割協議』による場合があります。遺産分割をするためには、誰が相続人なのかを確定しないと協議を行うことができません。そこで、民法では誰が相続人に該当するのかを定めていますし、各相続人の相続割合である『法定相続分』も定めていますので、遺産を分割する際の目安になります。

まず、被相続人の配偶者は常に相続人になりますが、それ以外は次の順位で配偶者と一緒に相続人になります。第1順位が被相続人の子、第2順位が被相続人の直系尊属（父母や祖父母など、ただし親等の近い者が優先）、第3順位が被相続人の兄弟姉妹となり、順位が上位の相続人がある場合には、下位の人には相続人にはなりません。また、同じ順位の相続人が複数いる場合は、その全員が相続人となります。

相続人の組み合わせによって 遺産の相続割合が変わる

次に、法定相続分は、相続人の組み合わせによって割合が変わります。具体的には、配偶者がいる場合の法定相続分は、配偶者と子の場合、配偶者が2分の1、子が2分の1です。また、配偶者と直系尊属の場合は配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1で、配偶者と兄弟姉妹の場合は配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1です。なお、配偶者以外の同順位の相続人が複数いる場合は、その相続分を相続人の数で均等に分けることとなります。

ただし、必ずしもこの法定相続分で遺産を相続しなければならないわけではありません。相続人全員の遺産分割協議で合意すれば、これと異なる割合で遺産の分割を決めることもできます。

遺産分割がうまくまとまらない時には、法定相続人が法定相続分に基づいて遺産を分け合うのが基本となります。そこで、相続においては、法定相続人の範囲と順位、法定相続分を正しく理解しておくことが大切になります。